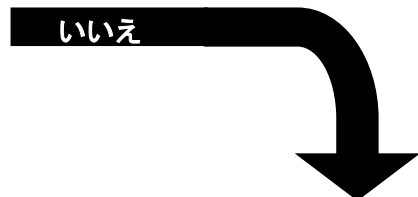


平成23年度青森県主任介護支援専門員研修受講要件確認フローチャート

ケアマネジメントリーダー養成研修を修了し、主任介護支援専門員に準ずる者として、地域包括支援センターに配置されていますか？



- 次の(1)～(5)のいずれかに該当しますか？
- (1) 常勤専従の介護支援専門員として従事した期間が通算して5年(60ヶ月)以上である者(ただし、管理者との兼務は期間として算定できる。)
 - (2) ケアマネジメントリーダー養成研修を修了した者であって、常勤専従の介護支援専門員として従事した期間が通算して3年(36ヶ月)以上である者(ただし、管理者との兼務は期間として算定できる。)
 - (3) 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、常勤専従の介護支援専門員として従事した期間が通算して3年(36ヶ月)以上である者(ただし、管理者との兼務は期間として算定できる。)
 - (4) 市町村直営の地域包括支援センターに配置されている者であって、地域の介護支援専門員への指導支援等に関し十分な知識及び能力を有する者として市町村長からの推薦を受けた者。
 - (5) 介護支援専門員の業務に関し十分な経験を有する者であり、県が適当と認める者。

いいえ → (1)～(4)のいずれにも該当しない場合は受講できません。

はい

はい

はい

はい

はい

はい

- 次の①及び②の両方に該当しますか？
- ① 平成21年度以前に実施された地域包括支援センター現任者研修又は平成22年度に実施された地域包括支援センター職員研修を修了した。
 - ② ケアプラン作成業務に従事した期間が通算して3年(36ヶ月)以上である。

いいえ → ①及び②の両方に該当しない場合は受講できません。

- 次の要件に該当しますか？
- 専任兼任を問わず、介護支援専門員として従事した期間が通算して5年(60ヶ月)以上である。

いいえ → ①又は②のいずれにも該当しない場合は受講できません。

- 次の①又は②のいずれかに該当しますか？
- ① 青森県及び青森県指定研修実施機関が実施した研修の講師、演習指導者を2年以上継続的に担当した。
 - ② 他の介護支援専門員に対する助言・指導などを行う能力がある者として、事業所が特別に処遇している者。

いいえ → (i)又は(ii)のいずれかの研修を修了していない場合は受講できません。

- 次の(i)又は(ii)のいずれかの研修を修了していますか？
- (i) 専門研修課程 I (33時間)及び専門研修課程 II (20時間)
 - (ii) 実務経験者向けの更新研修(53時間)

はい → 受講要件を満たしています。